

長良川河口堰検証プロジェクトチーム設置要綱（案）

（目的）

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、広く関係者からの意見を聞くとともに、専門的見地からの知見の集約を行うため、長良川河口堰検証プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（構成）

第2条 プロジェクトチームは、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

（座長等）

第3条 プロジェクトチームに座長を置く。

- 2 座長はプロジェクトチームを主宰する。
- 3 座長に事故あるときは、委員の互選により座長代理を選出する。

（所掌事務）

第4条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）関係者に対するヒアリングの実施
- （2）専門的見地からの知見の集約・整理

（専門委員会）

第5条 プロジェクトチームの下に、専門委員会を設けるものとする。

- 2 専門委員会の委員は、プロジェクトチームからの推薦により、知事が委嘱する。
- 3 専門委員会は、長良川河口堰の運用に係る治水、利水及び環境面での影響を考慮した適切な運用のあり方について、専門的見地から広く知見を集約し整理して、プロジェクトチームに報告する。

（会議の公開等）

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると座長が判断した場合はこの限りではない。

- 2 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については別途定める要領による。
- 3 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。

（庶務）

第7条 プロジェクトチームの庶務は、愛知県知事政策局企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、座長がプロジェクトチームに諮って別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

別表

◎ 小島敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
蔵治光一郎	東京大学生態水文学研究所長・准教授
辻本哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
松尾直規	中部大学工学部長
村上哲生	名古屋女子大学家政学部教授

◎座長